

第 36 回

食料・農業・農村政策審議会

第 36 回
食料・農業・農村政策審議会

日時：令和2年3月25日（水）11：00～12：15

会場：農林水産省 講堂

議 事 次 第

1. 開 会
2. 新たな食料・農業・農村基本計画について
3. その他
4. 閉 会

午前11時00分 開会

○岩間政策課参事官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、食料・農業・農村政策審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日、御多忙中にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日でございますが、9名の委員が所用により御欠席となっております。

現時点で審議会委員の出席者は11名であり、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定による定足数3分の1以上を満たしていることを御報告いたします。

また、本日の審議会は公開とし、会議の議事録は、農林水産省のウェブサイト上で公表いたします。委員の皆様には、公表前に内容の御確認を頂きますので、御協力をよろしくお願いいたします。

本日も紙の席上配布は最小限とし、タブレットパソコンにて資料をご覧いただく形としております。タブレットには、本日の議事次第、資料一覧、座席表、委員名簿の他、資料1、基本計画の概要、資料2、基本計画の本文案、資料3、基本計画に関する品目別の基本方針等7点、参考1、食料自給率目標と食料自給力指標、参考2、農林水産物・食品の輸出、参考3、農地の見通しと確保の案、参考4、農業構造の展望の案、参考5、農業経営の展望についての案、参考6、新たな基本計画の審議経過を御用意しております。

また、本日は基本計画の本文案、前回企画部会でも御議論いただきました広報用の資料につきましても机上に配布させていただいております。

タブレットから資料が読み込めない、タブレットがうまく動かない等ございましたら、お近くの事務局員までお知らせいただければサポートいたします。会議の最中에서도、お知らせ下さい。

この後の司会でございますが、高野会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○高野会長 高野でございます。それでは、この後の進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

昨今、新型コロナウイルスによる農産物への影響、それから我々の社会生活にも大きな影響があり、そのことが懸念されております。

本日は、農林水産省が進めている「花いっぱいプロジェクト」の趣旨に御賛同いただきまして、委員の皆様の胸に花が飾られているということで、御購入どうもありがとうございました。感謝申し上げます。

また、会議は従来お茶でしたけれども、お茶と牛乳が配布、用意をされているということでございまして、昨今の消費の減少ということもありまして、皆さんに御理解を頂いて御支援いただければというふうに思います。

本日の会議は12時半までを予定しております。議題は、「新たな食料・農業・農村基本計画について」です。

恐れ入りますが、カメラは一旦御退室をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(カメラ退室)

○高野会長 それでは、議論に入りたいというふうに思います。

昨年9月6日に開催されました食料・農業・農村政策審議会で、農林水産大臣から諮問のありました食料・農業・農村基本計画の新たな検討に関しまして、これまでの企画部会において大橋企画部会長を中心に大変精力的な御論議を頂きました。このたび、企画部会として案がまとめられましたので、それではこれまでの審議経過などについて大橋企画部会長から御報告をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○大橋企画部会長 大橋でございます。このたび、企画部会において、新たな食料・農業・農村基本計画の案を取りまとめさせていただきました。企画部会での議論の経過及び今回の基本計画案について御報告をさせていただきたいと思っております。

昨年の9月に農林水産大臣から本審議会に御諮問いただき、企画部会を計13回開会して、議論を深めてまいりました。それとともに、農業者や地方公共団体等の方々と現地意見交換会も北海道から沖縄まで、全国10か所で開催を致しました。

また、諮問に先立ちまして、昨年の1月に、現場で頑張っておられる農業者また食品事業者などの方々へ幅広くヒアリングを行うこととして、3月～6月までにかけて様々な作目や中小・家族経営、中山間地域など36名の方々から御努力あるいは工夫、そして課題、問題意識などについてヒアリングをさせていただきました。

この中で伺った地域の担い手確保や経営継承、手続の簡素化を初めとした現場の課題についても、今回計画案に反映をしております。

次に、今回の基本計画のポイントについて申し上げます。

食料自給率については、カロリーベース45%と生産額ベース75%の目標を掲げ、併せて国内生産に着目した食料国産率の目標も設定を致しました。

これにより、飼料の生産活動に加え、畜産物の生産活動も適切に評価することができ、国内生産の維持・拡大に向けた取組につなげられるものと考えております。

また、食料自給力の指標についても、今回、農地だけでなく労働力、技術といった要素に加えて、将来の見通しもより精緻に示すことができたと思います。これは我が国の食料潜在生産能力を定量的に把握することができたという意味で、非常に有意義なことだと考えております。

食料分野ですけれども、新たな国際環境の下で拡大するグローバルマーケットを戦略的に開拓し、2030年に輸出額5兆円という意欲的な目標を掲げました。人口減少により国内市場が縮小していく恐れがある一方で、拡大する海外市場に対応した生産を行うことで、国内農業にとっても生産基盤を維持・強化し、農業の持続性確保や食料安全保障にもつながるという方向性を示すものであると考えております。

農業の分野では、農業就業者が減少していく中で、次世代に生産基盤をどう引き継ぎ、農業の持続性を確保していくのが課題でした。これについては担い手の育成・確保、農地の集積・集約化、新規就農の促進に加えて経営継承、中小・家族経営の役割、スマート農業、デジタルトランスフォーメーション、環境政策など、これから10年の農政、農業の方向性を示すものであるというふうに考えております。

農村振興の分野では、地域政策の総合化ということで、地域政策を体系化した上で関係府省、地域、地方公共団体などの幅広い関係者が連携し、地域コミュニティ機能の維持・強化を図りつつ、移住・定住を核とした田園回帰による人の流れや、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の増大、関係の深化などにも着目し、様々な施策を推進していくとの方向性を示しております。

災害対応については、東日本大震災からの復旧・復興、頻発する大規模自然災害への対応に加えて、正に今渦中にある新型コロナウイルス感染症による影響と対応についても記載をしております。川上や川下で起こる事象が連鎖的に食料供給に影響を与えるという点で、食料供給のリスクの点からも重要な点だと考えております。

また、これらの農政の方向性について国民の皆様にしっかり伝え、農業・農村への理解と支持をつなげていくことが必要であることから、今回の基本計画案では、国民運動の展開と国民的合意の形成に関して新たに柱立てをして特筆する形で記載をしております、こうしたメッセージがしっかり伝わるよう、副題も併せて付けております。

なお、基本計画の検証については、5年に1回では間が開き過ぎるということですので、定期的に検証すべきとの意見がありました。企画部会に政策評価結果を報告いただき、施策の見直し、改善に反映していくことといたしました。

以上が企画部会における審議の経過及び計画案のポイントであります。企画部会として成案を得た食料・農業・農村基本計画の本文案及び各種展望等については、お手元に配布をしております。

以上、御報告とさせていただきます。

○高野会長 ありがとうございます。

ただいま大橋企画部会長から審議経過について報告がございました。食料・農業・農村基本計画（案）について、これから当審議会として答申することとなります。

恐れ入りますが、企画部会委員の方はこれまで十二分に御論議を頂いたと思いますが、それ以外の委員の方から御意見、御発言を頂ければと思います。いかがでございましょうか。

松尾委員、どうぞお願いいたします。

○松尾委員 松尾です。私は、家畜衛生部会と食料産業部会の方を担当させてもらっています。

意見は全くないんですけども、先ほどざっと読ませていただいたんですけども、大規模自然災害とか、あと家畜衛生部会でやっている、特にアフリカ豚コレラに関しては、必ず起きることが想定できるというのが、いつまでも想定外と言っていられないと思いますので、そういう対応をしなければいけないなど。

また、農業就業者数の中で若者が増えているという部分とか、国内市場が縮小するのは、まあ、これは農業だけに限ったことじゃないと思うんですけども、海外が拡大しているというので、海外については、より積極的に具体的に、誰でも輸出できるような情報公開というか、窓口というか、そういうものが必要なのかなと。スマート農業とかデジタル化についても、やはり分からないという部分が多いと思いますので、情報公開とか、時にはパイロットプロジェクトを作って具体事例を示すとか、そのことが高齢者対策あるいは若者の新規就農によりつながっていくのかなという感じがいたしました。

いずれにしても、情報公開というのと、各省庁とか地域の連携というのは必要なんだなというふうに感じております。

以上です。

○高野会長 どうもありがとうございました。

それでは、少し時間もございますので、前回御都合で御出席されなかった委員の方々でも結構でございますので、もし御発言があればお願いを致します。いかがでございませ

うか。

よろしいですか。

それでは特に委員の方から御発言がないようでございますので、今松尾委員からの御発言がありましたが、これに対して、まあ、それ以外でも結構でございます。もし事務局の方から何かございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、これをもちまして基本計画についての審議を終えたいと思います。基本計画の変更、作成につきましては、当審議会として農林水産大臣への答申案をお配りしたいと思っております。よろしく申し上げます。

(答申案配布)

○高野会長 皆さん、お手元に配布されましたでしょうか。

「食料・農業・農村基本計画については、別紙のとおり定めることが適当である。」ということでございます。

なお、答申案の「別紙」については、皆様に既に配布しております資料2の基本計画案がそのまま入ることになってございます。

すみません、タブレットに入っておりませんで、机上にございます。今日の議事次第の後に、資料1の後の資料2になってございますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

いかがでございましょうか。

特に御発言、御異議がないようでございます。どうもありがとうございます。それでは、このように取り計らわせていただきます。

先ほどお配りしました答申案を当審議会の決定とし、後ほど答申を農林水産大臣に提出させていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○岩間政策課参事官 ただいま高野会長より決裁を頂きますので、お時間を頂ければと思います。

ただいま決裁を頂戴いたしました。

○高野会長 今、決裁をさせていただきました。

また、先ほど大橋企画部会長から御報告を頂きましたように、新たな基本計画の方向性を国民の皆様にしっかりと伝え、食料・農業・農村への理解と支持につなげていくことが必要ではないかとの論議がありました。前回企画部会でも、普及用のポンチ絵のたたき台

を御論議いただきましたが、ここで少しお時間を頂きまして、今後の普及・推進の在り方や国民運動の展開に関して、企画部会委員・専門委員の方々も含めて御意見があれば、頂きたいというふうに思います。

机上配布されておりますA3の紙でございます。机上配布、上のラインが緑のものともう一枚、「新たな食料・農業・農村基本計画のポイント」と書いてあるものでございます。

審議の過程で皆様から、この計画自体、中身が非常に良い物を作っても、国民の皆様には十分理解が、浸透しないのではいけないということで、このような理解のしやすいポンチ絵を作って公表すべきと。それを使っていろいろな各分野の方々に理解を進めていただくということで、このようなものを作っていただいたということでございます。

いかがでございましょうか。前回も大分御議論いただいて、御意見を頂きましたが、この中で何か。

どうぞ、お願いいたします。

○三輪委員 企画部会にも所属しております三輪と申します。よろしくお願いいたします。

今回、今会長の方からも御説明いただいた資料のように、非常に分かりやすい形でお届けするという点については、私も非常に賛成でございます。あわせて、こちらについては今の御時世ですので、インターネット、SNS等を活用したような、これを更に補完するような方策についても、是非積極的に御検討いただければと思いますし、今回企画部会で基本方針を検討する中では、農業者であったり、関連事業者の方々との直接のコミュニケーションというのは、今回の方向性を定める中で非常に大きな意義があったと思いますし、我々企画部会委員の中でも、頂いた御発言というのは非常に重みを持って受け止めさせていただいたところでございました。

今、コロナウイルスの関係がありますので、どこまでフェースツーフェースでお伝えできるかというのは、いろいろな検討とタイミングというのもあると思いますが、農水省の皆様もそうですし、必要に応じて本審であったり企画部会の委員の方々にまた改めて出いただくようなことも含めて、頂いた御意見に対してのフィードバックであったり、より次に向けてのメッセージということを出せるような様々な企画の方を是非御検討いただければと思っております。

あと先ほど大橋企画部会長の方から御説明いただいたように、今回のメッセージを最終的に農業者であったり国民の皆さんにお届けする時に大事なものは、それを検証していくという、その過程を都度見ていただくというところかと思っております。研究開発にしる、企業の

活動にしる、こういうようなものに対しては大体年次で検証が入るわけですが、恐らく全てのものが100%うまくいくとか、全て青信号というのは、どういうふうな活動でもないのかなと思います。特に今の状況のように、こういうような大きな疾病の問題等で外部環境が変わるとかということもありますので、その中で何がうまくいったのか、何に今苦戦しているのか。逆に苦戦しているところに対しては、農業者であったり国民の皆さんのお力を借りるといふような形も含めて、黄色信号とか、場合によっては赤信号が点滅するようなものについても、例えば白書であったり、若しくは農林水産省からのサマリーのペーパーであったりという形で毎年皆さんに是非見ていただいて、御協力いただくというのがいいのかなと。恐らくこの方針、目的観に共感いただくような農業者、国民の皆さんは多いと思いますが、そこに対して今これがどうなっているんだ、もっと助けてあげようといったお気持ちを持っていただけるような方策を是非御検討いただければ、この基本計画のように次の世代にきちんとバトンタッチできるような基本計画期間の政策執行、実行になるのかなというふうに思っておりますので、是非御検討いただければと思います。

以上でございます。

○高野会長 ありがとうございます。

どうぞ、中家委員。

○中家委員 全中の中家でございます。

まずもって企画部会の議論や、我々JAグループの提案等も盛り込み、このように取りまとめたことにお礼を申し上げたいと思います。

前回も申し上げましたけれども、今新型コロナウイルスの影響で、農業は混沌とした大変な状況にあります。この4月からの基本計画の実践のスタートは、大変な逆境の中で始まりますが、こういう時だからこそ、計画の実現に向けて実践力を高めて、掲げた目標を前倒しで達成することが重要だと思います。我々JAグループも、消費者、行政、関係事業者の皆様と連携をしながら、組織を挙げてこの計画の達成に取り組んでまいりたいと思っております。

本日お配りいただいている、基本計画のポイントについて書かれた一枚紙については、農業関係者向けと、一般の国民、消費者向けでは、それぞれの理解度に合わせて記載を少し変えるべきではないでしょうか。例えば消費者向けにはもっと分かりやすく、漫画や図表を取り入れたりして、見たらすぐに関心を持って読んでいただけるよう工夫する必要があると思います。

新たな計画について、我々はもちろんですけれども、国民の皆様方に理解を頂いて農業に関心を持っていただくことが非常に重要だと思いますので、よろしくお願いします。

以上であります。

○高野会長 どうぞ。

○大山委員 専門委員の大山です。

今の中家委員の発言にもちょっとつながることかと思うのと、また3月19日の企画部会のところでもちょっと言わせていただいたんで、ちょっと重なるかもしれないんですが、今回これをメディアを通じて、農業及び農業・食料に関わる仕事の関係者以外の方にも、広く国民に知っていただきたいというのを、例えばブリーフィングの頭とか、もし国会などでこういうものに質問があって大臣が言及する時には、売りは何か、狙いは何か、新しさは何かというのを象徴的に総括するような一言を頭の方で伝えていった方がいいかなという気がします。

そうすると、今このポイントで見ると、例えば食料・農業・農村基本計画は5年毎に作られていますけれども、今年、この2020年のこれを作って、分かっていたきたい一番の狙いは、国民の皆様とにかく食と農が大事かというのを御理解いただくということが今回のこの作る作業において通奏低音のように、議論の中でも大事なものと位置付けてきたものです、みたいな一言を何か冒頭でおっしゃっていただくと、つかみが違うかなというのを今思いました。

それぞれ政策的な数値目標であるとか、行政のこれからの進め方の論拠になるものの整理は、このポイントとか、もう一つの要約のところ非常に過不足なく必要なものが盛り込んであると思うんですけれども、特に「食と農の国民運動の展開」のところは新しく特記しているわけですから、その辺は言い方で、きちんと伝えていくのがいいかなと思います。

それから、これをいよいよ公のものとして情報を発出していく時の新型コロナウイルスの日本における感染状況、その時のムードが何とも分からないんですが、3月19日の企画部会の時にも浅川総括審議官がおっしゃっていたように、まずは、生活物資、食品のことは日本の場合は売り切れとか、それからスーパーに何も無いとか、そういうことは今起きていないと思うんですけれども、まずそういう心配がないことの実態もきちんと伝えていくというフェーズの後にみんなが深く思いを致すという流れかなというのは、私もそのとおりだと思うんですが、例えば生きていくための社会生活の基盤で、新型コロナウイルスは重

症の方もいらっしゃるし、亡くなった方もいらっしゃるんで軽々にはなぞらえることは不謹慎であるとは思いますが、医療基盤が脆弱なために生命に関わるものが大きく広がった海外の例とかというのを真面目に考えてみると、生きていくために基本である食の生産基盤である農村とか、食べ物を作るものの基盤であるところがもし脆弱になってしまえば、異常で巨大な異変が何か起きた時に、生産基盤が脆弱であると、とても生命の基本である食べ物にも影響を及ぼしてしてしまうというような、それは衛生面、医療面とはまた別に、私たちと国民が生きていくために非常に重要なことであるというのを異常事態が起きた時に改めて認識をした。というような言い方は大変難しいかもしれませんが、そういうことも多くの国民や関係者の人がもう一回きちんと思いを致すような形も、もしブリーフィングとか説明の時に付け加えることができるのであれば、あってもいいのかなというふうに思います。

以上です。

○高野会長 どうもありがとうございました。対象者に内容をどのように正確に知っていたかということ、それが今後のそれぞれの国民の行動に関わってくるということです。

それでは、柚木委員お願いいたします。

○柚木委員 ありがとうございます。

今回の基本計画につきまして、現場の方でこれを踏まえて、それぞれの創意工夫といたしますか、力が出るような活動に結び付けていくことが一番大事だというふうに思っております。その意味で、我々農業委員会の組織としても、この内容についての周知をきちんと図っていきたいと思っております。

また同時に、都道府県なり市町村で、農業関係の振興計画の策定や見直しが行われるわけですが、その中に今回の国としての基本計画の趣旨、また具体的な目標等がそれぞれの地域の実態に合った形で盛り込まれることが大変大事だというふうに思っております。そういう観点について農水省としての今後の推進の中で取り組んでいただければ有り難いというふうに思っております。

同時に、農業委員会組織としては、この中にも書かれておりますように、「人・農地プランの実質化」という、この取組を徹底していかなきゃいけないわけですが、その中で前回の企画部会の中でも申し上げさせていただきましたけれども、農業者の方々が地域で集まる場でも、今回のこの基本計画の中身、趣旨等をできるだけ分かりやすく伝えながら、地域の中のプラン作りを進めていただくというふうな取組が大事だというふうに思ってお

ります。そのことを農業委員の皆さん、また最適化推進委員の皆さん方にも計画の具体的な中身等についての周知をはかりながら、農業・農村現場への浸透に更に力を入れていきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○高野会長 どうもありがとうございます。

どうぞ、中谷委員お願いします。

○中谷委員 専門委員の中谷でございます。私の所属しています大学で学生さんたちに教えるという観点から、一つ意見を言わせていただければというふうに思います。

学生さんたちに農業経済学を教える時に、学生さんたちの興味に応じていろいろなテーマを選んでいったりするんですけども、割と学生さんたちが興味を持っていることと、そういう政策の一番の基盤になっているところが何かというのが、そもそもなかなかつながっていないんです。そういう意味でいくと、私いつも言うのが、まず基本計画を見なさいと。過去何年間かの経緯を知りたいければ、基本計画がどういうふうに変わってきたらいいのかを見なさいというふうによくっております。その時に、学生さんたちからよく聞くのが、言葉がいろいろ難しいと。定義ですとか、あるいは、ある言葉が何を指し示しているのか、相互の関係とかも含めて、そういったところを追っかけるのが、フォローするのがとても難しいという話を耳にします。

ですので、用語集というふうに言ったらいいんでしょうか、この言葉は具体的に、農水省の中で使う時、あるいは政策の文書の中で使う時に何を指し示しているのかというようなところを整備していただくと、教育をしていく上でも非常に効果があるというふうに考えています。

そういった用語集、あるいは正確な定義を出していただくと、私たちが研究で論文を書く時にも、きちんとした定義に基づいてぶれない議論ができるんじゃないかなろうかというふうに思っています。

同じ言葉でも受け止める人、聞き手によって意味が変わってきてしまうと議論がずれてくることがあると思いますので、そういうことがないような形の——まあ、広報というふうに言えるのかどうか分かりませんが、そういうところをお示しいただけると非常に助かるというふうに思っています。

それからもう一つ、この基本計画の普及推進というのか、啓発活動という点でいくと、私は自給率、自給力にこの間ずっとこだわっておりまして、特に子供たちというんでしょ

うか、小学生、中学生、そういう若い世代の子供たちに自給率の意味とか、自給力の意味とか違いとか、なぜ自給率を高めることが必要なんだ、あるいは国産の食料を食べることが大事なのかというようなこと、あるいは自給力とは何なのかと、国の潜在的な生産能力というのはどういうことなのかというのを深く教えていくこともとても大事なんじゃないかなろうかと。

そういう観点から、若い子供たち、小学生にでも分かるような形の資料というのが何かあれば、とても効果的じゃないかなろうかというふうに思っています。

以上、意見です。

○高野会長 どうもありがとうございました。

では、図司委員からお願いします。

○図司委員 専門委員の図司です。よろしくお願いします。

私の方は中谷先生と一緒に農業経済学専門にして、特に農政に関して現場をずっと見てまいっております。

そういう中では、今回基本計画が出来上がって、この政策遂行力というんでしょうか、推進力をどう付けていくのかというところが大事なポイントになると思うんですが、いかんせん、自治体の方は財政的にも厳しくて、人員がどうしても削減されているということで、実際、農政の弱体化という話がこの間ずっと議論に上ってきているところがやはり気になるかなと思っています。

そういう意味では、市町村なり都道府県レベルでの担当者の皆さんにこれをどういうふうに伝えていくのかということと、個々の事業との連動性というところをかなり意識したメッセージの出し方というのも大事かなと思いますし、当然自治体の役場、農政の担当者の数は皆さん限られていますけれども、一方で、ある意味地域をサポートしていくような人材、中間支援のような動きというのは広がりを見せているんだらうというふうに思います。

今回企画部会の議論の中でも、地域おこし協力隊などの話もさせていただきましたが、それに限らず、他省庁にはなりますけれども、集落支援員のような仕組みであったり、あるいは中間支援のNPOの動きなど厚みを増してきているというところもあって、特に農村のところは該当しますけれども、それに限らず、食料なり農業に関しても関係するような主体というのはかなり増えているんだらうと思うんです。そう考えると、今回の基本計画を単に農政ラインで伝えていくだけでなく、それ以外のところに関係するような主体の

皆さんにも、この基本計画の存在を知っていただいて、個々の事業の推進なりに役立てていただく一つのメルクマールにしていただくということが非常に大事ではないかなというふうにも思っております。

もう一つは、自治体農政の弱体化の中でも、全国町村会さんなんかは地域農政未来塾のような人材育成の場を作っているし、私も地域活性化センターの皆さんと一緒に地域リーダー養成塾のお手伝いをさせていただきながら、政策遂行を担っていくような担い手の人材育成というところも、少しずつ動きが出てきているところも大事かなと思います。これは当然計画の枠外にはなりますけれども、そういうところにもこういう基本計画の存在を幅広く知ってもらいながら、関連するようなどころには是非側面からも応援してもらえるような、そういう要素というのも今後の定着のところには非常に鍵になるのではないかなというふうに思います。

以上です。

○高野会長 どうもありがとうございます。

では、染谷委員お願いいたします。

○染谷委員 染谷です。よろしくお願いします。

各委員からいろいろ出ていて重なるところはあるんですけども、私の方から一言。

これはつい先日なんですけれども、40代の農業者と話をしました。その時に、この中の一部の収入保険について話があったんですけども、柏の中でこの収入保険について一昨年10月にこちらの職員さんに来てもらって研修会をやったんです。それで、その人は入っていませんでした。ただ、一昨年の19号で被害があって、初めてそれに気が付いたと言うんです。だから、これから入るんだって言ってくれたんです。

ということは、それを理解して、入るというのに1年半かかったんです。いろいろこういう政策に対して農家というのはどっちかといったら疎い、と言っちゃおかしいんですけども、やっぱり反応が鈍いんです。その辺のところ、是非このすばらしい基本計画、どうしたら農家に浸透するのか。

そして、また食料を作るということ、国民の食料を作ることには農家も誇りを持つ、また生きがいを持つ、そういうことも大事じゃないかな。

それと、また逆に国民なんですけれども、今お金さえあれば、どこでも買えるんです。何の心配もない。けども、それは自分たちも心配することが必要じゃないかなと。こうやって外国からどんどん物が入ってくる。カロリーベースで63%が入ってくるんですけれ

ども、それが入ってきて当たり前じゃなくて、もし入ってこなかったらどうなるんだろう。その時に日本の農家、頑張りましょうと言っても、やる者がいなくなっているんです。そうじゃなくて、国民に、自分たちの食料、それを心配するのは自分たちだという、そういう意識を持ってもらえるような、これからの指導をお願いしたいと思います。

この基本計画を見てもらえば、そう理解してくれると思うんですけども、その辺を是非徹底していただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○高野会長 どうもありがとうございました。

その他の委員はいかがでございましょうか。

どうぞ、近藤委員お願いいたします。

○近藤委員 基本計画を取りまとめていただいた事務方の方に、大変短い期間の中で御苦労さまですと御礼を申し上げたいと思います。

二、三点ありますが、何といたっても自給率を目標は目標として、もちろん目標にしなから動くんですけども、とにかくこれ以上自給率を下げないようにしていただきたいと。

それから、農村政策については、高齢化は止められませんので、我々の地域含めて、どこへ行っても学校の統廃合、それから街のお医者さんに聞いても、医療機器が高過ぎて病院経営も成り立たないと。農業だけ後継者がいないのかと思ったら、うちの町内、市内に七つ病院があって、三つはもう後を継がせないって院長自らが言っているぐらいに、そういう意味で生活インフラが非常にずたずたになっていくのではないかなというふうに思います。

農村政策について他の省庁と連動する仕組み——ここは総務省だ、ここは別の省だといって全くばらばらな弊害が現場に来ると、こっちで成果を出した政策がこちらで打ち消されていたり、そういったところが非常に目立ちますので、是非農水省が中心になって他の省庁との協力関係を作っていただきたいという。

それから、他の委員の方もおっしゃいましたけれども、まとめた計画を、きちんとPDCAサイクルが回るように運用を、予算の確保も含めてお願いしたいというふうに思いますし、更にそれを確実にするために年度毎に進捗状況をきちんと点検する体制も取っていただければなというふうに思います。

取りまとめの方々、皆さん、大変御苦労さまでした。

○高野会長 それでは、その他の意見、いかがでございましょうか。

どうぞ、お願いします。

○栗本委員 栗本です。ありがとうございます。

基本計画が本当に皆さんに浸透するように、食べることは生きることであるということ
を国民の皆様によく理解していただくこととともに、私も農業者ですけれども、農業に携
わる人々みんなが、その「生きる」を担っているんだという誇りをもう一度持つことと、
あともう一つ、責任を感じてもらえるように、この基本計画がその道しるべになっていっ
たらいいなというふうに感じます。

この机上配布という資料なんですけれども、多分農業に興味がある人、食に興味がある
人にとっては非常に分かりやすいし、全体をととてもまとめた資料になっていると思うん
ですけれども、もっともっと幅広い方に見ていただく、分かっているためには全体を
一枚にばんってするのも重要だとは思いますが、細分化して……

○高野会長 御発言のところ、大変申し訳ございません。今大臣がお見えになりましたの
で。どうもありがとうございます。

それでは、大臣が御到着されましたので、これより答申を行いたいと思います。

農林水産大臣、江藤拓殿

食料・農業・農村基本計画の変更の諮問に対する答申について

令和元年9月6日付け元政第286号をもって諮問のあった食料・農業・農村基本計画の
変更について、下記のとおり答申する。

記

食料・農業・農村基本計画については、別紙のとおり定めることが適当である。

食料・農業・農村政策審議会会長、高野克己

よろしく願いいたします。

(答申書を江藤大臣に手交)

(写真撮影)

○高野会長 大臣、大変ありがとうございました。ここで江藤大臣は御公務のため、退席
をされます。あっ、まだですか。どうも申し訳ございません。失礼いたしました。

○農林水産大臣 皆様方におかれましては、ただいま答申を賜りまして、誠にありがとう
ございます。大変な御努力を頂きましたことに、まずは心から御礼を申し上げます。

私は大臣就任以来、生産基盤の強化をするのだと、そして条件とか規模の大小にかかわ
らず農林水産業全体の底上げを行っていくことがこれからの農政では求められるというこ
とを申し上げてまいりました。

その中で昨年、大雨、台風、そしてCSFやいろいろなことが起こり、そして今はコロナで大変な苦しい状況の中にあります。

今回は、この計画を作っていて中であって刻々と状況は変わり、皆様方におかれましては5年前よりも更にいろいろな知恵を出していただかなければならない場面が多々あったというふうに存じております。

しかし、まだ最終的なものにはなっておりませんが、今日頂いた答申が、もうこれが大きな基本であります。後は私のところに預けていただき、閣議決定に向けて多少の加筆はするかもしれませんが、委員の皆様方の御意向を十分拝した形として閣議決定を迎えたいと思っております。

これを基本として、基本法は法律を基に作られたものであります。あらゆるものの上位に来るものだと私は考えております。これに基づいてこれからの農業政策を、地域政策と、それから産業政策としっかりバランスを取りながら行ってまいりたいと存じ上げておりますので、皆様方の温かい御指導をこれからも賜りますので、どうぞよろしく申し上げます。重ねて、これまでの御苦勞に心から感謝申し上げます。

誠に皆様、ありがとうございました。

○高野会長 大臣からのお言葉、大変ありがとうございます。先ほどは失礼いたしました。

ここで江藤大臣は、御公務のため退席をされます。ありがとうございました。

(農林水産大臣退席)

○高野会長 それでは、恐れ入りますが、ここでカメラは御退室をお願いいたします。

(カメラ退室)

○高野会長 栗本委員、大変申し訳ございませんでした。あと途中で申し訳ございませんでした。続きをお願いいたします。

○栗本委員 情報を全体見せるだけではなくて、細分化して、興味のあるところを引き出していくような形で。

前回の審議会でもお話が出たBUZZ MAFFであるとか、あと最近SNS上で話題になった「100日後に死ぬワニ」という4コマ漫画の1日ずつ進んでいく話があるんですけども、そういうところで一つずつ興味を引き出していく。どこに人が食い付くかというのは分からない部分があるので、そういうあらゆる手法を使って一つずつ感じてもらえるような工夫が必要じゃないのかなというふうに感じました。

ありがとうございます。

○高野会長 どうもありがとうございました。この審議会では全体を審議いたしますけれども、それぞれの国民の皆さんの立場立場で理解する興味のところが変わってくるということで、小分けにして情報を出して理解を深めていただいております。ありがとうございます。

その他いかがでございますでしょうか。

それでは、委員の方から御意見を頂きまして、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。食料・農業・農村基本計画に関連する品目別の基本方針案等についてです。

品目別の基本方針等についても、基本計画の論議に合わせて見直しに向けた検討が行われておりました。参考として、その状況について報告をお願いいたします。

○生産局長 生産局長の水田でございます。

それでは、私の方から、お手元の資料3に基づきまして御説明をさせていただきます。

資料3をご覧いただきたいと思います。1ページ目でございますが、7本の基本方針の概要を整理してございます。これはいずれも、法律に基づきまして農林水産大臣が定める方針でございます。品目毎に定めることとなっておりまして、この企画部会で御議論を頂いております基本計画と整合性を取りながら、この基本計画で定められた方向に沿って、その細目を定めていくというようなことになってございます。

この中で例えば、一番上でございます「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」―「酪肉近」と称しておりますが、これにつきましては、この審議会の畜産部会で御審議を頂いているところでございます。

また、二つ目の「家畜及び鶏の改良増殖目標」につきましても、同様に畜産部会で御議論を頂いております。

また、三つ目の「果樹農業の振興を図るための基本方針」、そして六つ目の「有機農業の推進に関する基本的な方針」、これは果樹・有機部会ということでございますし、また一番最後の「米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針」、これは食糧部会ということでございます。

本日は時間が限られておりますので、それぞれの方針の現在最終的な詰めを行っている概要について、順次ポイントを御説明したいと思います。

まず、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針でございます。

資料左の欄でございますが、前回策定した平成27年からの状況の変化といたしまして、

生乳、牛肉ともに需給の面では我が国の需要が堅調に推移する中で、需要の伸びに国内生産だけでは対応できておらず、輸入が増えているという状況でございます。

また、酪農、肉用牛ともに生産基盤の縮小に歯止めがかかりつつありますが、需要の増加に対応できるという状況ではございません。特に酪農の方では都府県の生産基盤の縮小が継続しており、北海道からの生乳の移送も限界になりつつあるという状況でございます。

このため、大規模な経営だけではなく、中小規模の家族経営の生産基盤も維持・充実させていくとともに、増産に取り組み、需要に応じていく必要があるということでございます。

また、国際環境の変化といたしましては、日米貿易協定により牛肉の米国向けの低関税枠が拡大いたしており、また、中国への牛肉の輸出解禁に向けた動きがございます。これらは、輸出拡大の絶好の機会であるというふうに捉えております。

このような状況を踏まえまして、海外市場を含め拡大が見込まれる需要に応えるための生産基盤の強化、そして、次世代に継承できる持続的な生産基盤の創造、これを基本的な方向といたしまして、まず酪農の方向性といたしましては、都府県酪農の生産基盤の回復、そして北海道酪農の持続的な成長、さらには全国の酪農経営の持続的な経営展開を、それから肉用牛では、和牛の繁殖雌牛の増頭、そして一層の輸出拡大、これを目指してまいりたいというものでございます。

そのための生産基盤強化の具体策として、肉用牛・酪農経営の増頭・増産、中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、そして経営資源の継承、経営を支える労働力や次世代の人材の確保、家畜排せつ物の適正管理と利用、国産飼料基盤の強化、経営安定対策の適切な運用といったことに取り組んでまいりたいというものでございます。

生産基盤の強化策に関しましては、特に御意見が多かった中小規模の家族経営の支援につきまして、持続的な経営を実現するために、規模拡大を行わずとも、増頭しなくても生産性向上を図ると、こういったことに支援をしていくことが重要であるという整理もさせていただいております。

次に、需要に応じた生産・供給でございます。

酪農につきましては、需要の高いチーズなどの牛乳・乳製品の製造に向けた高品質な生乳の生産、そして商品開発等の事業投資の推進の他、平成30年から施行されました新たな畜産経営の安定に関する法律に基づきます新たな生乳流通体制につきまして契約の遵守、法令の遵守を基本としながら、酪農経営による付加価値を高めた乳製品の製造販売の推進、

あるいは指定事業者の機能の確保、こういったものによりまして最適な生乳流通体制を構築、そして、牛肉につきましては、昨今の消費者の様々なニーズ、霜降りのみならず、赤身肉に対するニーズもございます。こういったものに対応いたしまして多様な牛肉生産、生産と結び付いた流通改革、こういったことを進めることとしております。

また、輸出につきましては、戦略的な拡大のための輸出先国の衛生基準に適合いたしました食肉処理施設・乳業施設の整備、認定の迅速化の他、ブランド価値を守るための和牛遺伝資源の流通管理の徹底、知的財産的価値の保護強化を進めることとしているところでございます。

また、最後に、持続的な発展のための対応でございますが、災害に強い畜産経営の確立に向けて、飼料の備蓄、あるいは非常用電源の導入、さらには家畜衛生対策の充実・強化、水際検疫、国内防疫の徹底、あとGAP、HACCP、畜産への国民理解の醸成、こういったことを進めることとしているところでございます。

これらの施策を通じまして、国内の高い畜産物需要に応じました国産の畜産物をしっかり供給していく、これを実現していく、そして、戦略的な輸出によりまして積極的な海外市場を獲得していく。さらには、一番右側の欄に書いてございます産業としての持続的な発展と。こういったことを目指す内容となっておりますところでございます。

以上が酪肉近でございます。

次に、家畜及び鶏の改良増殖目標についてでございます。

家畜及び鶏の改良につきましては、省力的な飼養管理の下でも高い生産性を発揮できる家畜が求められているという状況であり、国内外の消費者ニーズに応えつつ生産基盤の強化を図る方向での改良などを進めてまいりたいと考えているところでございます。

例えば、畜種毎に申し上げますと、乳用牛につきましては、現在3産程度となっている供用期間、つまり、3回子供を産みますと淘汰されると申しますか、更新されるという供用期間、これをもう少し長くできるような改良を進めてまいりたいと。それから、普及してまいりましてきております搾乳ロボットに合った体型への改良、これも推進してまいりたいということでございます。

肉用牛につきましては、生産性の向上の観点から、増体がいい、あるいは繁殖性のいいといったことに改良の方向を進めてまいりたいということと、消費者ニーズに対応ということでございまして、食味に関する改良も進めていきたいということでございます。

豚につきましては、生産コストの低減、それからロースの霜降りなどの改良、こういっ

たものも進めてまいりたいと考えております。

鶏につきましては、卵の方につきましては、消費者ニーズに対応するための卵の質の改良、あるいは鶏につきましては生産コストの低減といった畜種毎に国内外の消費者ニーズ、あるいは生産基盤の強化、これを目指す方向で定めた内容ということでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

果樹でございます。資料左の欄になりますけれども、我が国の果樹農業については、優良品目・品種への転換などにより高品質な国産果実の生産が行われており、国内外において高い評価を受けているところでございます。

輸出の品目といたしましても高いポテンシャルを持っているということでございまして、令和元年には生鮮果実の輸出額が過去最高の219億円となっているところでございます。

その下の「現状と課題」のところをご覧いただきたいと思います。一方で他品目と比較して労働時間が非常に長く、かつ労働ピークが収穫の時期の短期間に集中するという労働集約的な構造となっているところでございまして、人手不足によりまして生産基盤が脆弱化しております。また、人口減少による需要の減少を上回って生産の方が減少しているといった状況になっていることに加え、近年頻発しております大規模災害、気候変動による栽培環境の変化等、様々なリスクにさらされているということでございます。

こうした状況を踏まえまして、新たな基本方針では、これまで供給過剰基調に対応した生産抑制的な施策から、低下した供給力を回復して生産基盤を強化するための施策に転換するという大きな柱として位置付けているところでございます。

具体的には、省力樹形の導入、例えばりんごの新わい化栽培のように小さな木を直線的に密植する栽培方法でございますけれども、これにより機械を入れやすくして労働生産性を向上させるとともに、非常に単収の高い、単位当たりの収穫量の高い経営を実現するというところでございます。

また、園地と樹体を併せて次世代への円滑な経営継承を図っていくこと、苗木や花粉などの生産資材を安定供給していくということも重要と考えているところでございます。

さらには、様々なリスクへの対応力の強化ということで、防災・減災の視点からの基盤整備、さらには気候変動に対応した技術・品種の開発、そして収入保険、果樹共済といったセーフティネットへの加入の促進、これを一層推進していくこととしているところでございます。

加えて、市場拡大に向けた対策の推進といたしまして、「より美味しく、より食べやす

く、より付加価値の高い」果実及び果実加工品の拡大といったものも含めましてしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

続きまして次のページでございますが、花でございます。新たな花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針ということでございます。この方針は平成27年に初めて策定されておりまして、今回が初めての見直しということでございます。

資料左の欄になりますけれども、「国産花きの強みと課題」を整理してございます。

近年の状況といたしましては、国内市場における花き消費の伸び悩みや、大量生産されました安価な輸入切り花が増えておるということでございまして、こうしたことに対応していかなければいけないというのが一番の課題となっております。

一方で、輸出については、国産の花きは国際的に高い評価を得ているということでございまして、アジア、欧米向けを中心に輸出が増える傾向にございます。

これらを踏まえまして、国際競争力の強化の観点から重要な暑熱対策などによりまして周年生産ができるようにする、あるいは環境制御技術を使いました次世代の施設園芸などを進めていくことが重要と考えているところでございます。

また、産地における輸出に対応した栽培体系、例えば、トルコギキョウなどは非常に海外で人気が高いわけでございますが、これを年3作できる体系の導入により輸出産地を形成していくことに加え、国際園芸博覧会が、2021年にドーハで、2022年にはオランダで、2027年には横浜で開催される予定となっていることからこのような機会も活用しながら海外需要の創出にも努めてまいりたいと考えております。

加えて、花いっぱいプロジェクトでもやっておりますが、SNSの活用による効果的な需要喚起なども進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、お茶でございます。

この基本方針は平成24年に初めて策定されておりまして、今回が初めての見直しということになります。

資料左の欄でございますが、お茶につきましては、生産振興の観点でも、中山間地域を初めとする産地の基幹作物となっているところでございまして、加えて、文化の点でも国民の豊かで健康的な生活の実現に寄与するといった役割を担っているということでございますが、近年は消費が多様化しており、若者は苦い、渋いお茶を好まないとか、あるいは全体といたしましてリーフ茶から緑茶飲料、ドリンク茶へ消費がシフトしているといった状況にあります。こういった中で、画一的なお茶の生産を行ってきた産地においては、こ

うした変化への対応に遅れているという面がございます。

一方で海外に目を転じますと、我が国のお茶の輸出は近年増加傾向にございまして、こうした海外需要をどう取り込んでいくかということが非常に大きな課題となっているということでございます。

また、生産面では急傾斜地のお茶園を中心に非常に高齢化や労働力不足等によりお茶の生産の維持が厳しいといった課題がございまして、この解決が急務ということでございます。

これらを踏まえまして、海外を含め、国内外の多様化した消費者ニーズを的確に捉えて、小規模な産地であっても産地の特徴、あるいは実情を踏まえてお茶の生産、流通、加工の取組を促進していくということが重要と考えているところでございます。

具体的な施策といたしましては、多様化するニーズへの対応、あるいは消費者と生産流通・実需者、こういった方々が一体となった取組などを進めることにより国産茶の付加価値の向上を図る、あるいは加工及び流通の高度化を進めてまいりたいと考えています。

それから、海外では、抹茶や有機茶のニーズが高く、抹茶については、お茶として飲むだけではなくて、お菓子などの食品の原料としても使われる、あるいはラテなどの飲料にも使われるということであり、こういった海外ニーズの高いものへの転換についても、産地の特色に応じましたお茶の生産、茶樹の改植など推進してまいりたいと考えております。

あるいはスマート農業技術の研究実証、こういったものを通じました生産者の経営の安定といったものにつきましても進めてまいりたいと考えております。

続きまして、有機農業でございます。この方針は、平成19年に初めて策定した方針でございます。平成26年に改定を致しまして、今回が3回目ということになるところでございます。

資料左の欄になりますが、有機食品については、近年市場規模が国内外で拡大をしてきております。さらには、有機農業の取組、これが生物多様性保全の効果を持っておりまして、SDGsの達成にも貢献するということが明確になってきております。

今回の基本計画におきましても、有機農業の更なる推進に取り組むこと、また生物多様性の保全に向けても有機農業等を推進することなどが記述されているところでございます。

また、この有機農業の議論をしております果樹・有機部会でございますけれども、生産者のヒアリングなどを通じまして、左の下側に論点と入れさせていただいておりますが、有機農業の推進目的や制度、施策など有機推進上の論点を昨年4月に、中間とりまとめ

として整理していただいたところをごさいます、今回の基本方針はこの中間とりまとめに対応いたしまして、新たに検討した施策の状況も踏まえまして案を取りまとめているというところをごさいます。

新たな基本方針では、基本的な方向といたしまして、有機農業の取組を拡大することが生物多様性、あるいは地球温暖化防止、こういったことを通じましたSDGsの達成に貢献するという、そして需要に応じた生産供給や輸出拡大といったものにも貢献するといった有機農業の推進目的を明確化しております。

また、有機農業の拡大に向けまして生産拡大を図るといった観点で、有機農業者の人材育成と産地づくりを推進する。そして、有機食品についての国産シェアの拡大に向けまして販売機会の多様化、消費者の理解増進ということをごさいます。

資料右側の中段、「推進及び普及の目標」のところは数字を入れさせていただきますが、生産面におきましては有機農業の取組面積の拡大、そして農業者の数を増やすということ、それから消費の面では有機食品の国産シェアの向上、そして週1回以上有機食品を利用する方の割合を増やしていくなど、10年後の有機食品の需要拡大を見通して消費及び生産の目標を設定いたしまして、有機農業の取組拡大を推進していくこととごさいます。

私からの説明は以上でございます。

○政策統括官 最後のページをご覧くださいと思います。

米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針についてでございます。

この基本方針は、米穀の新用途、中でも米粉用と飼料用への利用を促進するための基本的な方向を提示するものということをごさいます、左側に「現状と課題」がございます。

まず生産量等の推移であります、米粉用米でございます。グルテンを含まない特性へのニーズが高まっているということもございまして、さらに、その特性を発信するノングルテン米粉認証制度の運用が開始されております。米粉製品の品質も向上してございまして、近年は需要量が増加をしてきております。まだまだ小さいボリュームでございます。

隣の飼料用米でございます。全農が全国ベースで一元的に流通を担います、いわゆる全農スキームが確立をし、安定的に供給できる流通ルートができたということもございまして、28年産では51万トンまで増加をしましたが、30年産は43万トンということをごさいます。米粉用米の課題といたしましては、コスト面でございます。製粉コストは小麦粉並

みの価格を達成している企業も出てきておりますけれども、パンや麺といった二次加工品となりますと、小麦のような生地が作れないといったことで手作業で行う工程が多くなりましてコスト高になっております。

エサ米、飼料用米につきましては、更なる利用拡大のために飼料用米を活用した畜産物のブランド化、流通コストの削減、安定的取引の拡大が課題でございます。

右側に「施策の方向」でございます。米粉用米につきましては、アルファ化米粉といったような新たな加工法を活用した商品の開発。それから、飼料用米につきましては、先ほど申し上げたブランド力の強化、その次、米粉用米の海外需要の創出ということでは、ノングルテン米粉JASを制定することで、更に海外需要を創出していきたいということ。流通・加工コストの低減ということでは、米粉用米も、エサ米につきましても低減の取組を進めてまいります。安定取引ということで複数年契約などの安定取引を一層推進いたしまして、実需のニーズにしっかり応えられるようにしていくということでございます。

生産努力目標は、基本計画において令和12年度において米粉用米は13万トン、飼料用米にあっては70万トンと設定してございます。

以上でございます。

○高野会長 どうもありがとうございました。今の資料を基に、各担当者から品目別の基本方針案について御説明を頂きました。

この報告につきましては承っておくということになるかと思いますが、今後の進展をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、以上で、ほぼ内容は、進行の方は終了に近くなってきたんですが、事務局から御連絡があればお願ひしたいと思ひますが、何かございませうでしょうか。

よろしいですか。分かりました。特にないということでございませう。

それでは、12時半を目途に進めてまいりましたが、多少時間が早くなりましたが、本日の食料・農業・農村審議会をこれで閉会とさせていただきます。大変長きにわたって皆様お時間を費やしていただきまして、ありがとうございました。御協力に対しまして感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

午後0時15分 閉会